

医療的ケア実施同意書

- 1 医療的ケアの実施に必要な範囲において、医療的ケア児に係る個人情報、医療機関等の関係機関及び関係部署に情報提供する場合があります。また、集団保育を安全に実施する上で必要な情報は、他の児童の保護者に共有する場合があります。
- 2 児童の状態が変わった場合や、次年度以降も引き続き医療的ケアが必要な場合には、要綱第8条第3項の規定により、改めて必要書類を提出してください。
- 3 児童の状態が変わり、受入園で安全に保育ができないと入園及び保育環境検討会が判断した場合は退園となります。
- 4 要綱第8条第1項の規定により提出された書類で指示されていない医療的ケア等は、行うことができません。
- 5 入園決定後、受入園の人員体制等が整うまでの間は、医療的ケアの実施ができません。また、通園開始後においても、受入園の人員体制等が整わない場合には、医療的ケアの実施ができない場合があります。
- 6 児童が集団保育環境に少しずつ慣れることができるように、通園開始から1か月程度を慣らし保育期間として、通常の保育時間を短縮して実施する場合があります。
- 7 登園前の健康観察、検温等は必ず行い、児童の体調を確認の上、登園してください。少しでも体調に異変がある場合は、登園を控えてください。
園での朝の視診において体調が悪いと施設長が判断した場合は、お預かりができません。
- 8 集団保育では、感染症に罹患するリスクが高くなることがあるため、受入園における感染症の発生状況により施設長がお預かりできないと判断した場合には、登園できません。
- 9 災害時に備え、医療的ケア及び生活に必要な物を用意し、受入園に預けてください。なお、電源等を要する医療的ケアの設備においては、電源が供給されない場合も想定し、必要な設備を準備してください。
- 10 緊急に保護者と連絡をとる必要がある場合のために、いつでも受入園からの連絡が取れるようにしてください。また、児童の状況が変化し、保育の継続が困難と施設長が判断した場合は、連絡により速やかにお迎えにきてください。
- 11 児童の症状が悪化した場合等、医療機関での対応が必要と施設長が判断した場合は、原則として保護者に連絡した上で医療機関での診察・処置を受けることとなりますが、保護者と連絡が取れない場合や、緊急の場合には、保護者に連絡するより早く医療機関に搬送を行い、診察・

処置を受ける場合があります。

- 12 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等については、保護者が費用を負担し、点検、整備及び補充を行い、使用済の消耗品等は家庭に持ち帰り処分してください。また、これらの物品等が揃っていない場合は、保育の利用はできません。
- 13 主治医に対する診療報酬、文書料等は、保護者が負担してください。
- 14 緊急時に医療機関を受診した際には、保護者の費用負担が発生する場合があります。

新宿区長宛て

以上に掲げる事項について、全て同意します。

年 月 日

保護者署名_____